

# きずな だより

2016年2月

## 国が受入組合に新たな監査組織を設立へ

1月13日付 [日経新聞](#) の報道による、政府が考えている見直し内容。

- 監査組織「外国人 [技能実習](#) 機構」を設立へ
- 受け入れ企業に「届け出」を義務付け
- 日本人と同等以上の待遇を要求
- 違反した企業は、罰金や [行政処分](#) の対象に

監査組織を設立して全国 13ヶ所に事務所を設置し、抜き打ち検査を実施。

また、実習生受け入れの届け出を義務化し、違反した企業には「罰金」や「5年間の受け入れ停止」などの罰則を設ける。

**: 協同組合きずなJITCO賛助会員に正式認可。**

2016年1月25日正式に認可され今後の事務手続きがよりスムーズになります。

.....\*.....  
協同組合きずな 岡山市南区藤田4-6 TEL086-296-0963 FAX 296-0964